

路外駐車場設置届チェックリスト

駐車場名		部数
設置届出書		2
駐車施設等の概要		3
地形図(駐車場の位置を標示したもの) 1/10,000以上		3
平面図(平面式の場合) 1/200以上		3
平面図(建築物の場合は各階) 1/200以上		3
① 路外駐車場の区域を標示したもの		
② 付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分が記入されたもの		
③ 一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲		
④ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの		
建 の 築 場 物 合	立面図 2面以上 1/200以上 施行令9条の数値が記入されたもの	3
	断面図 2面以上 1/200以上	3
	建築確認通知書の写	2
	建築検査済証の写	2
機械式駐車装置(ターンテーブルを除く)の大臣認定書の写		2
管理規程届		2
業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)		1

根拠法令	法令の規定による設備の基準	調査状況・指示事項	
面積 施行令第6条	駐車のために供する部分の面積(台数記載のこと)	m ² 台	
出入口 施行令第7条	道 路 交 通 法 (第 4 4 条)	交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	に 設 け て は な ら な い
		トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)	
		交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分	
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
		バス停から前後に10m以内の部分	
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分		
	小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路、出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)		
	橋(国土交通大臣が認めるものを除く)		
幅員が6m未満の道路			
縦断勾配が10%を超える道路			

出入口 施行令第7条	前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合を除く）		
	駐車面積が6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10m以上とすること（中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く）		
出入口 施行令第7条	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5m以上とすること		
	出口付近の構造は、2m（二輪1.3m）後退し車路の中心線1.4mの高さで道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内で歩行者の存在を確認できるようにすること		
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m（二輪1.75m）以上		
	幅員5.5m（二輪車3.5m）以上、一方通行は3.5m（二輪2.25m）以上		
	建築物	はり下の高さは2.3m以上	
		屈曲部（ターンテーブル除く）は、内のり半径5m（二輪3m）以上	
		傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと	
傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる			
高さ 施行令第9条	駐車の用に供する部分（車室）のはり下の高さは、2.1m以上		
避難階段 施行令第10条	建築物	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場の場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない	
防火区画 施行令第11条		給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画しなければならない	
換気装置 施行令第12条		内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない（窓その他の開口部を有し、換気に有効な部分の面積が床面積の1/10以上のものは除く）	
照明装置 施行令第13条		車路の路面、10ルクス以上	
		駐車部分の床面、2ルクス以上	
警報装置 施行令第14条	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない		
明示 施行令第17条	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない		
特定路外（バリアフリー新法関係）	基準省令第2条	車いす使用者用駐車スペースを一以上設けなければならない（二輪除く）	
		幅は、3.5m以上	
		車いす使用者用駐車場施設の表示をすること	
	基準省令第3条	移動等円滑化経路	長さができるだけ短くなる位置に設けること
			道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とする
			経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く）
			出入口の幅は、80cm以上
			通路幅は、1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること
			傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上
			傾斜路の勾配は1/12を超えないこと（高さが16cm以下のものは1/8）
			傾斜路の高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること
			傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること
			環境確保条例 第54条